

日本福祉教育専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は学校教育法に基づき医療と福祉・心理学・社会教育の基礎知識を学び、深い人間愛に基づく奉仕の精神をもった医療秘書・心理技術・社会福祉・産業福祉及び社会教育サービスのスペシャリストを育成し社会の福祉と文化に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は日本福祉教育専門学校（以下「本校」という）という。

(位置)

第3条 本校の所在地を東京都新宿区高田馬場二丁目16番3号に置く。

(自己点検及び評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校の自己点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(学校評価)

第5条 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

2 前項に定める学校関係者評価の実施並びに結果の公表に関し、必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第6条 本校は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

2 前項に定める組織的な研修及び研究に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程・学科・修業年限・在学年数・定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・在学年数・定員)

第7条 本校の課程・学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	昼夜	学科名	修業年限	入学定員	総定員	クラス数
福祉教育専門課程	昼間	介護福祉学科	2年	80名	160名	4
		言語聴覚療法学科	2年	78名	156名	4
		精神保健福祉士養成学科	1年	80名	80名	2
		社会福祉士養成学科	1年	80名	80名	2
			小計	318名	476名	12
	夜間	精神保健福祉士養成科	1年	80名	80名	2
		社会福祉士養成科	1年	80名	80名	2
			小計	160名	160名	4
			総合計	478名	636名	16

2 在学年数は各課程・学科ともに、留年及び休学の期間を含め、定められた在学年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(学年・学期)

第8条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 昼間課程・夜間課程は学年を分けて、次の前期・後期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 長期休業期間（夏季休業、冬期休業、春季休業）

(4) 開校記念日 10月1日

2 夜間課程は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 長期休業期間（夏季休業、冬期休業）

(4) 開校記念日 10月1日

3 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休日に授業を行うことがある。

4 夏期・冬期・春期休業中に実習を行うことがある。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程・授業時間数・成績評価及び教職員組織

(教育課程・授業時間)

第10条 本校の教育課程・授業時間数は別表1に定める。

2 別表1に定める授業時間数は、90分授業を2時間相当の授業とみなし、卒業までに履修が必要な時間数は、以下のとおりとする。

介護福祉学科	2, 100時間以上
言語聴覚療法学科	2, 266時間以上
精神保健福祉士養成学科	1, 200時間以上
社会福祉士養成学科	1, 200時間以上
精神保健福祉士養成科	1, 200時間以上
社会福祉士養成科	1, 200時間以上

3 本校の授業科目の授業時間数を単位に換算する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 講義科目 15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習科目 15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習科目 30時間の実習をもって1単位とする。但し、言語聴覚療法学科「臨床実習」については、40時間の実習をもって1単位とする。

(4) 教育上の必要に応じて、実習科目については1単位あたりの時間数を変更することがある。

4 令和5年度までに入学者した者に対する授業科目及び授業時間数は、令和6年度入学生より適用する授業科目及び授業時間数を別表2のとおり読み替えることができる。

5 他の大学・短期大学・専門学校において取得した単位のうちその科目を本校で履修した単位として校長が認定する場合は、履修免除を行うことが出来る。各学科の履修免除についての詳細は別表3のとおりとする。

6 東京都の承認に基づき、介護職員初任者研修事業を行う。実施に当たっての必要事項は別途定めるものとする。

7 厚生労働省が定める手続きに従い、介護技術講習会を行う。実施に当たっての必要事項は別途定めるものとする。

(成績評価)

第11条 各科目の成績評価は学年末に、各学期で行う試験、実習の成果・履修状況等を総合的に勘案して行う。

2 実習及び実技科目については、指導・監督者の報告に基づき総合的に成績を評価する。

3 定期試験を区切りとし、各科目の出席時間数が規定授業時間数の3分の2に達しない者については、当該科目の履修を認定せず、受験資格を与えない。但し、校長が特別にやむを得ないと認める理由により欠席した場合は、この限りではない。この場合、不足した出席時間数は、校長が認める方法により不足時間数として充当する事が出来

る。

- 4 病気・交通機関の障害などやむを得ない理由のため受験できなかった者で、証明できる理由書を当該科目の試験日から7日以内に提出し、校長が正当と認めた場合、追試験を行うことがある。
- 5 定期試験で59点以下であった者に対し、再試験を行うことがある。再試験の受験手数料は3,000円とする。
- 6 実習及び実習指導については、出席時間数が規定時間数の5分の4に達しない者は、履修を認定せず、成績の評価を行わない。
- 7 成績評価は、S(90～100)、A(80～89)、B(70～79)、C(60～69)、D(0～59)の5段階とし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。
- 8 前項に関わらず、認定する科目をNとする。

(授業の始業・終業時刻)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 介護福祉学科 | 午前9時から午後4時10分まで |
| (2) 言語聴覚療法学科 | 午前9時から午後5時50分まで |
| (3) 精神保健福祉士養成学科 | 午前9時から午後4時10分まで |
| (4) 社会福祉士養成学科 | 午前9時から午後4時10分まで |
| (5) 精神保健福祉士養成科 | 午後4時30分から午後9時20分まで |
| (6) 社会福祉士養成科 | 午後4時30分から午後9時20分まで |

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 教員(専任) | 34名以上 |
| (3) 教員(兼任) | 34名以上 |
| (4) 事務職員 | 9名以上 |
| (5) 学校医 | 1名以上 |

(教育課程編成委員会)

第14条 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。)にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努めなければならない。

- 2 前項に定める教育課程の編成に関し、必要な事項は別に定める。

第4章 入学・休学・退学・卒業及び賞罰

(入学資格)

第15条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 介護福祉学科については、高等学校卒業生、または以下に定める同等の学力があると認められる者
 - 1 外国で12年以上の教育を受け、修了した者
 - 2 高等学校卒業程度認定試験に合格している者
- (2) 言語聴覚療法学科については、4年制大学卒業生または同等の学力を有する者
- (3) 精神保健福祉士養成学科及び精神保健福祉士養成科については、別表4に定める者
- (4) 社会福祉士養成学科及び社会福祉士養成科については、別表5に定める者

(入学・進級時期)

第16条 本校の入学及び進級の時期は毎年4月1日とする。

(入学手続・許可)

第17条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 出願方法は、総合型選抜（AO入試）、高校推薦型選抜、施設長推薦選抜、一般選抜の4種とする。
- (3) 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。但し、総合型選抜（AO入試）を希望する者は出願前に面接を行い、後日定められた期日以降、入学を決定する。
- (4) 本校に入学を許可された者は、合格書類到着後、1週間以内に第27条に定める入学金・授業料等を添え手続きをとらなければならない。但し、事情がある場合は、所定の手続きをしたうえで、分納を許可する。
- (5) 編入学及び転入学は認めない。

(休学・自主退学)

第18条 学生が、疾病その他やむを得ない事由によって1ヶ月以上欠席する場合は、診断書及び保証人連署の休学願を提出して校長の許可を受けることにより、休学することが出来る。

- 2 自主退学をしようとする者は、その理由を記した保証人連署の退学願を学生証とともに提出して校長の許可を得なければならない。

(復学・再入学)

第19条 前条により休学した者が復学しようとする場合は、休学の日から1年以内に、

所定の復学願を提出のうえ、校長の許可を得なければならない。

- 2 退学した者が3年以内に再入学しようとする場合は、選考の上これを許可することがある。再入学した場合、単位取得科目は所定の在学年限及び履修科目に算入する。

(科目修了の認定)

第20条 校長は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに別表1に定める配当年次科目について試験を行い、合格者に対して当該科目の修了を認定する。但し、実習については、実習の成績によって修了を認定することが出来る。

(卒業・修了)

第21条 校長は、各課程においてそれぞれ所定の科目を修了し、卒業・修了判定会議で承認を受けた者について卒業・修了を認める。

(資格と称号)

第22条 各課程・各学科を卒業・修了した者には、次に定める資格を与える。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 介護福祉学科 | 介護福祉士国家試験受験資格 |
| (2) 言語聴覚療法学科 | 言語聴覚士国家試験受験資格 |
| (3) 精神保健福祉士養成学科及び養成科 | 精神保健福祉士国家試験受験資格 |
| (4) 社会福祉士養成学科及び養成科 | 社会福祉士国家試験受験資格 |

2 次の各課程・各学科の卒業生には、それぞれの称号を授与する。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 介護福祉学科 | 専門士 |
| (2) 言語聴覚療法学科 | 専門士 |

(褒章)

第23条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒章することがある。

(懲戒)

第24条 学生が本校の規則、命令に背き若くは本校の秩序を乱し又は学生としての本分に反する行為があった場合には、校長はこれを懲戒する。懲戒は、訓告、戒告、退学、除籍の4種とする。

(退学)

第25条 次の各項のいずれかに該当する者には、退学を命じることがある。

- (1) 素行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 故意に学校の諸設備を破損、損壊させた者。なお、この者は諸設備の復元業務を負わなければならない。

(除籍)

第26条 次の各項のいずれかに該当する者には、除籍を命じることがある。

- (1) 指定された期日までに、正当な理由なく学費を納入しない者
- (2) 休学期間が通算で修業年限を超える者
- (3) 本学において就学する意思がないと認められる者
- (4) 在学中、留年の措置が当該学年で1回を超える者
- (5) 休学及び留年の期間が通算で修業年限を超える者
- (6) 第24条による除籍処分を受けた者
- (7) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 入学金・授業料等

(納付金)

第27条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

(1) 介護福祉学科

入学検定料	¥20,000
入学金	¥150,000
授業料(年額)	¥740,000
設備費(年額)	¥180,000
実習費(年額)	¥101,500

(2) 言語聴覚療法学科

入学検定料	¥20,000
入学金	¥200,000
授業料(年額)	¥740,000
設備費(年額)	¥180,000
実習費(年額)	¥240,000

(3) 精神保健福祉士養成学科

入学検定料	¥20,000
入学金	¥150,000
授業料(年額)	¥740,000
設備費(年額)	¥180,000
実習費(年額)	¥210,000

(4) 社会福祉士養成学科

入学検定料	¥20,000
入学金	¥150,000
授業料(年額)	¥740,000
設備費(年額)	¥180,000
実習費(年額)	¥260,000

(5) 精神保健福祉士養成科

入学検定料	¥ 20,000
入学金	¥ 100,000
授業料 (年額)	¥ 740,000
設備費 (年額)	¥ 160,000
実習費 (年額)	¥ 210,000

(6) 社会福祉士養成科

入学検定料	¥ 20,000
入学金	¥ 100,000
授業料 (年額)	¥ 740,000
設備費 (年額)	¥ 160,000
実習費 (年額)	¥ 260,000

(学費の納入)

第28条 学費（授業料、設備費、実習費）の納付は、年額を一括して納付する方法のほか、年額の2分の1を前期分及び後期分として分割して納付する方法を原則とする。

- 2 在籍中の学生は、出席の有無に関わらず、定められた期日までに学費（授業料、設備費、実習費）を納入しなければならない。
- 3 定められた納付期日までに学費（授業料、設備費、実習費）を納めることが困難である場合は、別に定める学費規程に基づき、申請等の手続きを経て、これを認めるときは延納を許可することがある。

(学費の返還)

第29条 既納の学費（授業料、設備費、実習費）及び入学検定料、入学金は原則返還しない。但し、入学前の3月31日までに所定の方法により入学を辞退した者及び学費全納で前期退学者については別に定める学費規程に基づく返還手続きを経て学費の一部を返還することができる。

(細則)

第30条 学費（授業料、設備費、実習費）はこの学則に定めるほか、納付期日や延納手続き等の学費に関する詳細な事項について、別に定める学費規程によるものとする。

第6章 その他

(健康診断)

第31条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第7章 附帯教育

(附帯教育)

第32条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

科名	修業期間	定員	備考
社会福祉士養成通信課程	1年6ヶ月	300名	通信教育
精神保健福祉士養成通信課程	1年7ヶ月	200名	通信教育
精神保健福祉士短期養成通信課程	9ヶ月	250名	通信教育
精神保健福祉研究科	1年	20名	夜間(定員20名×1クラス)
介護技術講習会	6ヶ月		
介護福祉士実務者研修通信課程	6ヶ月※	200名	通信教育
認定社会福祉士制度研修課程	6ヶ月		
喀痰吸引等研修		20名	
精神保健福祉士実習指導者講習会		60名	
手話通訳士実技試験対策講座		20名	

※所定の研修等を修了している者の研修期間は別に定める。

- 2 精神保健福祉研究科は、午後6時10分から午後9時20分(夜間)までとする。
- 3 介護技術講習会の授業時間は別に定める。
- 4 附帯教育の入学料、授業料、その他必要事項は附帯教育細則に定める。

第8章 学則施行規則

(学則施行規則)

第33条 学則施行に際し、必要な事項は校長がこれを定める。

附則

- この学則は 昭和62年4月1日から実施する。
- この学則は 平成63年4月1日から実施する
- この学則は 平成元年4月1日から実施する。
- この学則は 平成2年4月1日から実施する。
- この学則は 平成3年4月1日から実施する。
- この学則は 平成4年4月1日から実施する。
- この学則は 平成6年4月1日から実施する。
- この学則は 平成7年4月1日から実施する
- この学則は 平成8年7月30日から実施する。
- この学則は 平成9年4月1日から実施する。
- この学則は 平成9年7月30日から実施する。

この学則は	平成10年4月1日から実施する。
この学則は	平成11年4月1日から実施する。
この学則は	平成12年3月1日から実施する。
この学則は	平成12年4月1日から実施する
この学則は	平成13年4月1日から実施する。
この学則は	平成14年4月1日から実施する。
この学則は	平成15年4月1日から実施する。
この学則は	平成16年4月1日から実施する。
この学則は	平成17年4月1日から実施する。
この学則は	平成18年4月1日から実施する
この学則は	平成20年7月30日から実施する。
この学則は	平成21年4月1日から実施する。
この学則は	平成22年7月30日から実施する。
この学則は	平成23年4月1日から実施する。
この学則は	平成24年4月1日から実施する。
この学則は	平成25年4月1日から実施する。
この学則は	平成26年4月1日から実施する
この学則は	平成27年4月1日から実施する。
この学則は	平成28年4月1日から実施する。
この学則は	平成29年4月1日から実施する。
この学則は	平成30年4月1日から実施する。
この学則は	平成31年4月1日から実施する。
この学則は	令和元年5月1日から実施する。
この学則は	令和2年4月1日から実施する。
この学則は	令和3年4月1日から実施する。
この学則は	令和4年4月1日から実施する。
この学則は	令和5年4月1日から実施する。
この学則は	令和6年4月1日から実施する。
この学則は	令和6年9月1日から実施する。
この学則は	令和7年4月1日から実施する。

2 改正後の第3章第10条に規定する教育課程・授業時間については、介護福祉学科のみ令和6年度入学者から適用し、令和5年度までの入学者については、なお従前の例とする。

教育課程・授業時間数

(別表 1) [第10条関係]

令和6年度入学生より適用

介護福祉学科

授業科目 (指定規則)	必修・選択の別	第 1 学 年		
		年間授業時間数	履修方法	単位数
人間の尊厳と自立	必修	30 時間	講義	2
人間関係とコミュニケーション	必修	60 時間	講義	4
高齢者福祉と障害者福祉	必修	30 時間	講義	2
介護のための心理と音楽	必修	30 時間	講義	2
介護の基本 I	必修	30 時間	講義	2
介護の基本 II	必修	30 時間	講義	2
コミュニケーション技術 I	必修	30 時間	演習	1
生活支援技術 I	必修	60 時間	演習	2
生活支援技術 II	必修	90 時間	演習	3
介護過程 I	必修	30 時間	演習	1
介護過程 II	必修	30 時間	演習	1
介護総合演習 I	必修	30 時間	演習	1
介護総合演習 II	必修	30 時間	演習	1
介護実習 I	必修	120 時間	実習	4
介護実習 II	必修	120 時間	実習	4
発達と老化の理解 I	必修	30 時間	講義	2
発達と老化の理解 II	必修	30 時間	講義	2
認知症の理解 I	必修	30 時間	講義	2
障害の理解 I	必修	30 時間	講義	2
こころとからだのしくみ I	必修	30 時間	講義	2
こころとからだのしくみ II	必修	60 時間	講義	4
計		960 時間		46
授業科目 (独自)				
福祉とキャリア	必修	30 時間	講義	2
ホスピタリティ	必修	30 時間	講義	2
計		60 時間		4
合計		1,020 時間		50

令和6年度入学生より適用

介護福祉学科

授業科目 (指定規則)	必修・選択の別	第2学年		
		年間授業時間数	履修方法	単位数
生活と福祉	必修	30 時間	講義	2
社会保障制度	必修	30 時間	講義	2
介護の基本Ⅲ	必修	60 時間	講義	4
介護の基本Ⅳ	必修	60 時間	講義	4
コミュニケーション技術Ⅱ	必修	30 時間	演習	1
生活支援技術Ⅲ	必修	90 時間	演習	3
生活支援技術Ⅳ	必修	60 時間	演習	2
介護過程Ⅲ	必修	60 時間	演習	2
介護過程Ⅳ	必修	30 時間	演習	1
介護総合演習Ⅲ	必修	30 時間	演習	1
介護総合演習Ⅳ	必修	30 時間	演習	1
介護実習Ⅲ	必修	210 時間	実習	7
認知症の理解Ⅱ	必修	30 時間	講義	2
障害の理解Ⅱ	必修	30 時間	講義	2
こころとからだのしくみⅢ	必修	30 時間	講義	2
医療的ケアⅠ	必修	60 時間	講義	3
医療的ケアⅡ	必修	60 時間	講義	3
介護の応用	必修	30 時間	講義	2
高齢者自立支援介護	必修	30 時間	講義	2
介護福祉総合学Ⅰ	必修	30 時間	講義	2
介護福祉総合学Ⅱ	必修	30 時間	講義	2
計		1,050 時間		50
授業科目 (独自)				
同行援護従事者養成研修(一般)(申請予定)	必修	30 時間	講義	2
合計		1,080 時間		52

1 「医療的ケア」は、Ⅰ・Ⅱ合わせて120時間のうち、講義を実時間50時間以上と演習を行うものとする。

(別表 1)〔第10条関係〕

令和5年度までの入学生に適用

介護福祉学科

授 業 科 目	必修・選択の別	第 1 学 年		
		年間授業時間数	履修方法	単位数
人間の尊厳と自立	必修	30 時間	講義	2
人間関係とコミュニケーション	必修	60 時間	講義	4
高齢者に対する支援と介護保険制度	必修	30 時間	講義	2
介護のための心理と音楽	必修	30 時間	講義	2
介護の基本 I	必修	30 時間	講義	2
介護の基本 II	必修	30 時間	講義	2
コミュニケーション技術 I	必修	30 時間	演習	1
生活支援技術 I	必修	60 時間	演習	2
生活支援技術 II	必修	90 時間	演習	3
介護過程 I	必修	30 時間	演習	1
介護過程 II	必修	30 時間	演習	1
介護総合演習 I	必修	30 時間	演習	1
介護総合演習 II	必修	30 時間	演習	1
介護実習 I	必修	120 時間	実習	4
介護実習 II	必修	120 時間	実習	4
発達と老化の理解 I	必修	30 時間	講義	2
発達と老化の理解 II	必修	30 時間	講義	2
認知症の理解 I	必修	30 時間	講義	2
障害の理解 I	必修	30 時間	講義	2
こころとからだのしくみ I	必修	30 時間	講義	2
こころとからだのしくみ II	必修	60 時間	講義	4
合計		960 時間		46

令和5年度までの入学生に適用

介護福祉学科

授 業 科 目	必修・選択の別	第 2 学 年		
		年間授業時間数	履修方法	単位数
生活と福祉	必修	30 時間	講義	2
社会保障制度	必修	30 時間	講義	2
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	必修	30 時間	講義	2
介護の基本Ⅲ	必修	60 時間	講義	4
介護の基本Ⅳ	必修	60 時間	講義	4
コミュニケーション技術Ⅱ	必修	30 時間	演習	1
生活支援技術Ⅲ	必修	90 時間	演習	3
生活支援技術Ⅳ	必修	60 時間	演習	2
介護過程Ⅲ	必修	60 時間	演習	2
介護過程Ⅳ	必修	30 時間	演習	1
介護総合演習Ⅲ	必修	30 時間	演習	1
介護総合演習Ⅳ	必修	30 時間	演習	1
介護実習Ⅲ	必修	210 時間	実習	7
認知症の理解Ⅱ	必修	30 時間	講義	2
障害の理解Ⅱ	必修	30 時間	講義	2
障害の理解Ⅲ	必修	30 時間	講義	2
こころとからだのしくみⅢ	必修	30 時間	講義	2
医療的ケアⅠ	必修	60 時間	講義	3
医療的ケアⅡ	必修	60 時間	講義	3
介護の応用	必修	30 時間	講義	2
高齢者自立支援介護	必修	30 時間	講義	2
介護福祉総合学Ⅰ	必修	30 時間	講義	2
介護福祉総合学Ⅱ	必修	30 時間	講義	2
合計		1,110 時間		54

1 「医療的ケア」は、Ⅰ・Ⅱ合わせて120時間のうち、講義を実時間50時間以上と演習を行うものとする。

言語聴覚療法学科

教育内容/ 必須単位数(実施単位数)	授 業 科 目	必修・選 択の別	履修方 法	第 1 学 年		第 2 学 年		合 計		
				年間授業 時間数	単位数	年間授業 時間数	単位数	授業 時間数	単位数	
専門基礎分野	基礎医学 3(10)	医学総論	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1
		解剖学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		生理学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		病理学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		総合演習 I	必修	演習	48 時間	3			48 時間	3
	臨床医学 6(12)	内科学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		小児科学	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1
		精神医学	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1
		リハビリテーション医学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		耳鼻咽喉科学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		臨床神経学	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1
		形成外科学	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1
		総合演習 II	必修	演習	38 時間	2			38 時間	2
	臨床歯科医学 1(2)	臨床歯科医学・口腔外科学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
	音声・言語・聴覚医学 3(6)	呼吸発声発語系の構造・機能・病態	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		聴覚系の構造・機能・病態	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		神経系の構造・機能・病態	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
	心理学 7(10)	認知・学習心理学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		心理測定法	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		臨床心理学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		生涯発達心理学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		総合心理学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
	言語学 2(2)	言語学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
	音声学 2(2)	音声学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
	音響学 2(4)	音響学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		聴覚心理学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
言語発達学 1(2)	言語発達学	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2	
社会福祉・教育 2(4)	社会保障制度・関係法規	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1	
	社会福祉概論	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1	
	リハビリテーション概論	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1	
	障害児教育概論	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1	
専門基礎分野小計				830 時間	54	0 時間	0	830 時間	54	

言語聴覚療法学科

教育内容/ 必須単位数(実施単位数)	授 業 科 目	必修・選 択の別	履修方 法	第 1 学 年		第 2 学 年		合 計		
				年間授業 時間数	単位数	年間授業 時間数	単位数	授業 時間数	単位数	
専門分野	言語聴覚障害総論 4(11)	言語聴覚障害総論Ⅰ	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		言語聴覚障害総論Ⅱ	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		言語聴覚障害総論Ⅲ	必修	講義			30 時間	2	30 時間	2
		言語聴覚障害診断学	必修	講義			30 時間	2	30 時間	2
		総合演習Ⅲ	必修	演習			46 時間	3	46 時間	3
	失語・高次脳機能障 害 6(12)	失語症Ⅰ	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		失語症Ⅱ	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		失語症演習Ⅰ	必修	演習	30 時間	1			30 時間	1
		失語症演習Ⅱ	必修	演習			30 時間	1	30 時間	1
		高次脳機能障害Ⅰ	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		高次脳機能障害Ⅱ	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		高次脳機能障害演習Ⅰ	必修	演習	30 時間	1			30 時間	1
		高次脳機能障害演習Ⅱ	必修	演習			30 時間	1	30 時間	1
	言語発達障害学 6(9)	言語発達障害概論	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1
		知的障害	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		自閉症スペクトラム障害	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2
		言語発達障害演習Ⅰ	必修	演習	30 時間	1			30 時間	1
		言語発達障害演習Ⅱ	必修	演習			30 時間	1	30 時間	1
		脳性麻痺・重複障害	必修	講義			16 時間	1	16 時間	1
		学習障害	必修	講義			16 時間	1	16 時間	1
発声発語・嚥下障 害学 9(11)	音声障害	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1	
	機能的構音障害	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2	
	器質性構音障害	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1	
	運動障害性構音障害	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2	
	嚥下障害	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2	
	吃音	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1	
	発声発語・嚥下障害演習Ⅰ	必修	演習	30 時間	1			30 時間	1	
	発声発語・嚥下障害演習Ⅱ	必修	演習			30 時間	1	30 時間	1	
聴覚障害学 7(10)	聴覚機能検査	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1	
	小児聴覚障害	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2	
	成人聴覚障害	必修	講義	30 時間	2			30 時間	2	
	補聴器	必修	講義			16 時間	1	16 時間	1	
	人工内耳	必修	講義	16 時間	1			16 時間	1	
	視覚聴覚二重障害	必修	講義			16 時間	1	16 時間	1	
	聴覚障害演習Ⅰ	必修	演習	30 時間	1			30 時間	1	
	聴覚障害演習Ⅱ	必修	演習			30 時間	1	30 時間	1	
臨床実習 12(12)	臨床実習	必修	実習			480 時間	12	480 時間	12	
専門分野小計				636 時間	37	800 時間	28	1436 時間	65	
総合計				1,466 時間	91	800 時間	28	2,266 時間	119	

精神保健福祉士養成学科(昼間課程)

授 業 科 目	必修・選択の別	第 1 学 年		
		年間授業時間数	履修方法	単位数
医学概論	必修	30 時間	講義	2
心理学と心理的支援	必修	30 時間	講義	2
社会学と社会システム	必修	30 時間	講義	2
社会福祉の原理と政策	必修	60 時間	講義	4
地域福祉と包括的支援体制	必修	60 時間	講義	4
社会保障	必修	60 時間	講義	4
障害者福祉	必修	30 時間	講義	2
権利擁護を支える法制度	必修	30 時間	講義	2
刑事司法と福祉	必修	30 時間	講義	2
社会福祉調査の基礎	必修	30 時間	講義	2
精神医学と精神医療	必修	60 時間	講義	4
現代の精神保健の課題と支援	必修	60 時間	講義	4
ソーシャルワークの基盤と専門職	必修	30 時間	講義	2
精神保健福祉の原理	必修	60 時間	講義	4
ソーシャルワークの理論と方法	必修	60 時間	講義	4
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	必修	60 時間	講義	4
精神障害者リハビリテーション論	必修	30 時間	講義	2
精神保健福祉制度論	必修	30 時間	講義	2
ソーシャルワーク演習	必修	30 時間	演習	1
ソーシャルワーク演習(専門)	必修	90 時間	演習	3
ソーシャルワーク実習指導	必修	90 時間	演習	3
ソーシャルワーク実習	必修	210 時間	実習	7
合計		1,200 時間		66

社会福祉士養成学科(昼間課程)

授 業 科 目	必修・選択の別	第 1 学 年		
		年間授業時間数	履修方法	単位数
医学概論	必修	30 時間	講義	2
心理学と心理的支援	必修	30 時間	講義	2
社会学と社会システム	必修	30 時間	講義	2
社会福祉の原理と政策	必修	60 時間	講義	4
社会福祉調査の基礎	必修	30 時間	講義	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	必修	30 時間	講義	2
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	必修	30 時間	講義	2
ソーシャルワークの理論と方法	必修	60 時間	講義	4
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	必修	60 時間	講義	4
地域福祉と包括的支援体制	必修	60 時間	講義	4
福祉サービスの組織と経営	必修	30 時間	講義	2
社会保障	必修	60 時間	講義	4
高齢者福祉	必修	30 時間	講義	2
障害者福祉	必修	30 時間	講義	2
児童・家庭福祉	必修	30 時間	講義	2
貧困に対する支援	必修	30 時間	講義	2
保健医療と福祉	必修	30 時間	講義	2
権利擁護を支える法制度	必修	30 時間	講義	2
刑事司法と福祉	必修	30 時間	講義	2
ソーシャルワーク演習	必修	30 時間	演習	1
ソーシャルワーク演習(専門)	必修	120 時間	演習	4
ソーシャルワーク実習指導	必修	90 時間	演習	3
ソーシャルワーク実習	必修	240 時間	実習	8
合計		1,200 時間		64

精神保健福祉士養成学科(夜間課程)

授 業 科 目	必修・選択の別	第 1 学 年		
		年間授業時間数	履修方法	単位数
医学概論	必修	30 時間	講義	2
心理学と心理的支援	必修	30 時間	講義	2
社会学と社会システム	必修	30 時間	講義	2
社会福祉の原理と政策	必修	60 時間	講義	4
地域福祉と包括的支援体制	必修	60 時間	講義	4
社会保障	必修	60 時間	講義	4
障害者福祉	必修	30 時間	講義	2
権利擁護を支える法制度	必修	30 時間	講義	2
刑事司法と福祉	必修	30 時間	講義	2
社会福祉調査の基礎	必修	30 時間	講義	2
精神医学と精神医療	必修	60 時間	講義	4
現代の精神保健の課題と支援	必修	60 時間	講義	4
ソーシャルワークの基盤と専門職	必修	30 時間	講義	2
精神保健福祉の原理	必修	60 時間	講義	4
ソーシャルワークの理論と方法	必修	60 時間	講義	4
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	必修	60 時間	講義	4
精神障害者リハビリテーション論	必修	30 時間	講義	2
精神保健福祉制度論	必修	30 時間	講義	2
ソーシャルワーク演習	必修	30 時間	演習	1
ソーシャルワーク演習(専門)	必修	90 時間	演習	3
ソーシャルワーク実習指導	必修	90 時間	演習	3
ソーシャルワーク実習	必修	210 時間	実習	7
合計		1,200 時間		66

社会福祉士養成学科(夜間課程)

授 業 科 目	必修・選択の別	第 1 学 年		
		年間授業時間数	履修方法	単位数
医学概論	必修	30 時間	講義	2
心理学と心理的支援	必修	30 時間	講義	2
社会学と社会システム	必修	30 時間	講義	2
社会福祉の原理と政策	必修	60 時間	講義	4
社会福祉調査の基礎	必修	30 時間	講義	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	必修	30 時間	講義	2
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	必修	30 時間	講義	2
ソーシャルワークの理論と方法	必修	60 時間	講義	4
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	必修	60 時間	講義	4
地域福祉と包括的支援体制	必修	60 時間	講義	4
福祉サービスの組織と経営	必修	30 時間	講義	2
社会保障	必修	60 時間	講義	4
高齢者福祉	必修	30 時間	講義	2
障害者福祉	必修	30 時間	講義	2
児童・家庭福祉	必修	30 時間	講義	2
貧困に対する支援	必修	30 時間	講義	2
保健医療と福祉	必修	30 時間	講義	2
権利擁護を支える法制度	必修	30 時間	講義	2
刑事司法と福祉	必修	30 時間	講義	2
ソーシャルワーク演習	必修	30 時間	演習	1
ソーシャルワーク演習(専門)	必修	120 時間	演習	4
ソーシャルワーク実習指導	必修	90 時間	演習	3
ソーシャルワーク実習	必修	240 時間	実習	8
合計		1,200 時間		64

(別表2) 授業科目及び授業時間数の読み替えの範囲

社会福祉士養成学科(昼間課程)、社会福祉士養成科(夜間課程)

令和5年度までに入学した者に対して読み替えることのできる科目		
科目名	授業時間数	単位数
人体の構造と機能及び疾病	30時間	2
心理学理論と心理的支援	30時間	2
社会理論と社会システム	30時間	2
現代社会と福祉	60時間	4
地域福祉の理論と方法	60時間	4
福祉行財政と福祉計画	30時間	2
社会保障	60時間	4
低所得者に対する支援と生活保護制度	30時間	2
保健医療サービス	30時間	2
権利擁護と成年後見制度	30時間	2
社会調査の基礎	30時間	2
相談援助の基盤と専門職	60時間	4
相談援助の理論と方法	120時間	8
福祉サービスの組織と経営	30時間	2
高齢者に対する支援と介護保険制度	60時間	4
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30時間	2
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30時間	2
就労支援サービス	15時間	1
更生保護制度	15時間	1
相談援助演習	150時間	5
相談援助実習指導	90時間	3
相談援助実習	180時間	4

令和6年度入学生より適用する授業科目及び授業時間		
科目名	授業時間数	単位数
医学概論	30時間	2
心理学と心理的支援	30時間	2
社会学と社会システム	30時間	2
社会福祉の原理と政策	60時間	4
地域福祉と包括的支援体制	60時間	4
社会福祉の原理と政策	60時間	4
地域福祉と包括的支援体制	60時間	4
社会保障	60時間	4
社会保障	60時間	4
貧困に対する支援	30時間	2
保健医療と福祉	30時間	2
権利擁護を支える法制度	30時間	2
社会福祉調査の基礎	30時間	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	30時間	2
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30時間	2
ソーシャルワークの理論と方法	60時間	4
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60時間	4
福祉サービスの組織と経営	30時間	2
高齢者福祉	30時間	2
保健医療と福祉	30時間	2
障害者福祉	30時間	2
児童家庭福祉	30時間	2
高齢者福祉	30時間	2
障害者福祉	30時間	2
貧困に対する支援	30時間	2
刑事司法と福祉	30時間	2
ソーシャルワーク演習	30時間	1
ソーシャルワーク演習(専門)	120時間	4
ソーシャルワーク実習指導	90時間	3
ソーシャルワーク実習	240時間	8

(別表2) 授業科目及び授業時間数の読み替えの範囲

精神保健福祉士養成学科(昼間課程)、精神保健福祉士養成科(夜間課程)

令和5年度までに入学した者に対して読み替えることのできる科目		
授業科目	授業時間数	単位数
人体の構造と機能及び疾病	30時間	2
心理学理論と心理的支援	30時間	2
社会理論と社会システム	30時間	2
現代社会と福祉	60時間	4
地域福祉の理論と方法	60時間	4
福祉行財政と福祉計画	30時間	2
社会保障	60時間	4
低所得者に対する支援と生活保護制度	30時間	2
保健医療サービス	30時間	2
権利擁護と成年後見制度	30時間	2
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30時間	2
精神疾患とその治療	60時間	4
精神保健の課題と支援	60時間	4
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	30時間	2
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	30時間	2
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120時間	8
精神保健福祉に関する制度とサービス	60時間	4
精神障害者の生活支援システム	30時間	2
精神保健福祉援助演習(基礎)	30時間	1
精神保健福祉援助演習(専門)	30時間	2
精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	30時間	1
精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	30時間	1
精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	30時間	1
精神保健福祉援助実習	210時間	7

令和6年度入学生より適用する授業科目及び授業時間		
授業科目	授業時間数	単位数
医学概論	30時間	2
心理学と心理的支援	30時間	2
社会学と社会システム	30時間	2
社会福祉の原理と政策	60時間	4
地域福祉と包括的支援体制	60時間	4
社会福祉の原理と政策	60時間	4
地域福祉と包括的支援体制	60時間	4
社会保障	60時間	4
社会保障	60時間	4
社会保障	60時間	2
精神保健福祉制度論	30時間	2
ソーシャルワーク演習(専門)	90時間	3
社会保障	60時間	4
精神医学と精神医療	60時間	4
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60時間	4
権利擁護を支える法制度	30時間	2
精神保健福祉制度論	30時間	2
障害者福祉	30時間	2
精神保健福祉の原理	60時間	4
精神保健福祉制度論	30時間	2
精神医学と精神医療	60時間	4
現代の精神保健の課題と支援	60時間	4
ソーシャルワークの基盤と専門職	60時間	4
精神保健福祉の原理	60時間	4
ソーシャルワークの理論と方法	60時間	4
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60時間	4
精神障害リハビリテーション論	30時間	2
障害者福祉	30時間	2
精神障害リハビリテーション論	30時間	2
精神保健福祉制度論	30時間	2
精神保健福祉制度論	30時間	2
ソーシャルワーク演習	30時間	1
ソーシャルワーク演習(専門)	90時間	3
ソーシャルワーク実習指導	90時間	3
ソーシャルワーク実習指導	90時間	3
ソーシャルワーク実習指導	90時間	3
ソーシャルワーク実習	210時間	7

(別表 3) [第10条関係]

1 各学科の履修免除については以下のとおりとする。

(介護福祉学科)

令和2年3月6日付け、厚生労働省社援発第0306号第21号「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営にかかる指針について」の、6の(5)及び(6)に基づき免除することがある。

(社会福祉士養成学科及び社会福祉士養成科)

令和2年3月6日付け、厚生労働省社援発第0306号第21号「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営にかかる指針について」の、6の(5)、9の(2)及び10の(3)に基づき免除することがある。

(精神保健福祉士養成学科及び精神保健福祉士養成科)

令和2年12月25日付け、厚生労働省障発1225第1号「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」の11の各項に基づき免除することがある。

(言語聴覚療法学科)

平成10年文部省・厚生省令第二号「言語聴覚士学校養成所指定規則」別表二 備考二に基づき免除することがある。

(別表 4) [第15条関係]

1 精神保健福祉士養成学科および精神保健福祉士養成科の入学資格は、次のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者、または精神保健福祉士法施行規則第一条の二第3項で定める者
- (2) 学校教育法に基づく修業年限が3年の短期大学（夜間において授業を行う学科または通信による教育を行う学科を除く）を卒業した者または精神保健福祉士法施行規則第一条の二第6項に規定する者で、精神保健福祉士法施行規則第二条および「指定施設における業務の範囲等について」に規定する施設（以下「指定施設」という。）において、1年以上相談援助の業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者または精神保健福祉士法施行規則第一条の二第9項に規定する者で、かつ指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者
- (4) 高等学校を卒業した者または高等学校卒業と同等以上の学力があると認められる者で、指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者

(別表 5) [第15条関係]

- 1 社会福祉士養成学科及び社会福祉士養成科の入学資格は、次のいずれかに該当する者に限る。
 - (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の三第3項で定める者
 - (2) 学校教育法に基づく修業年限が3年の短期大学（夜間において授業を行う学科または通信による教育を行う学科を除く）を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の三第6項に規定する者で、かつ社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条および「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」に規定する施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したものの。
 - (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の三第9項に規定する者で、かつ指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者
 - (4) 高等学校を卒業した者又は高等学校卒業と同等以上の学力があると認められる者で、指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者

附 帯 教 育 細 則

I. 社会福祉士養成通信教育課程（厚生労働省指定通信教育）

（開講の時期・修業年限）

第1条 開講の時期は次のとおりとする。

- （1）講座は4月1日に始まり翌年9月30日に終わる。
 - （2）修業年限は1年6か月とする。
2. 講座を分けて、前期（1学期）・後期（2学期）とする。
- | | |
|---------|-------------------|
| 前期（1学期） | 4月1日から12月31日まで |
| 後期（2学期） | （翌年）1月1日から9月30日まで |

（対象地域）

第2条 受講生対象地域は、全国とする。

（授業科目及び授業時間数）

第3条 授業科目及び授業時間数は別表1のとおりとする。

2. 令和4年度までに入学者した者に対する授業科目及び授業時間数は、令和5年度入学生より適用する授業科目及び授業時間数を別表2のとおりに読み替えることができる。

（授業方法）

第4条 本講座における授業は、印刷教材による通信授業ならびに面接授業および現場実習、その他必要と認められる適宜の方法により行う。

2. 面接授業において、合同授業、合併授業は行わない。

（通信授業）

第5条 印刷教材による授業は、教材、学習ガイドブック、eラーニング等で自学自習し、学習課題に対するレポートの提出により行う。

2. 受講生は、教材の内容について質問票などにより随時質問することができる。
3. 受講生は、別表1に示された授業科目ごとの時間数を自宅学習し、与えられた課題について各科目ごとに指定された期日までにレポートを提出し、担当講師の指導・評価を受けなければならない。
4. 質問票・レポート提出等に関する郵送料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

第6条 面接授業は、別表1に定める科目及び時間数とし、前期及び後期それぞれに別途定める時期に、本校教室等において行う。

2. 面接授業（ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門））は、習得度等を評価するため、所定のレポートの提出を求めるものとする。

(現場実習)

第7条 ソーシャルワーク実習については、本講座が全国に指定する実習施設において行う。

2. 実習施設及び実施詳細は、別に定める「実習実施要綱」によるものとする。
3. 別表1の但し書きに該当する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を免除する。

(入学時期)

第8条 入学の時期は毎年4月1日とする。

(受講資格)

第9条 本講座の受講資格は、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者、または社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の三第3項各号で定める者。
- (2) 学校教育法に基づく修業年限が3年の短期大学（夜間において授業を行う学科または通信による教育を行う学科を除く）を卒業した者または社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の三第6項に掲げる者で、かつ社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条および「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」に規定する施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事した者。
- (3) 学校教育法に基づく短期大学または高等専門学校を卒業した者または社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条の三第9項で定める者で、かつ指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。
- (4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。

(受講手続・許可)

第10条 本講座の受講手続きは次のとおりとする。

- (1) 本講座を受講しようとする者は、本校の指定する方法で必要書類を指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して書類等の選考を行い、受講者を決定する。
- (3) 本講座の受講を許可された者は、所定の期日までに定められた入学金・受講料・面

接授業料・実習費を添え手続きをとらなければならない。但し、入学時点で相談援助業務の実務経験を1年以上有する者については、諸手続きをとることにより実習費が免除となる。

2. 他の社会福祉士養成施設または社会福祉士養成課程からの転入学・編入学は認めない。

(休学・自主退学)

第11条 休学する者は、所定の手続きを経なければならない。

2. 退学する者は、本校所定の退学願を提出し校長の許可を得なければならない。

(復学・留年)

第12条 復学をする者は、届け出により次に定める期間に限り在籍することができる。

2. 正規修業年限中に休学し、または別表1に定める科目の履修認定をされずに修了できなかった者は、次の修業年限に限り留年することができる。

3. 正規修業年限を超えて在籍する場合の在籍可能期間は、正規修業年限を含めて、4年間とする。

(納付金)

第13条 本講座の入学検定料・入学金・受講料・面接授業料・実習費は、次のとおりとする。

入学検定料	入学金	受講料	面接授業料	実習費
10,000円	20,000円	235,000円	60,000円	160,000円※

※但し、精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者の実習費は、130,000円とする。

2. 本校の在学生在が本講座を受講する場合は、入学金を免除する。

3. 本校の卒業生または修了生および敬心学園グループ校の卒業生または修了生が本講座を受講する場合は、入学金を免除する。

4. 入学する年の3月31日までに相談援助業務の実務経験を1年以上有する者については、諸手続きをとることにより入学金及び実習費を免除する。

5. 既納の納付金は、原則返還しない。但し、受講開始日の前日までに所定の方法により入学を辞退した者については学費規程に定める返還手続きを経て、納付金の一部を返還することができる。

(学習の評価方法、科目修了の認定)

第14条 印刷教材学習における評価は、次のとおりとする。

2. 別表1に定める科目およびレポート本数により、評価を行う。

- (1) 所定のレポートが期日までに提出されていること。
- (2) レポートは、担当講師の指導により以下の評定をつける。

S = 100点～90点

A = 89点～80点

B = 79点～70点

C = 69点～60点

D = 59点以下

評定はS、A、B、Cを合格とし、Dは不合格とする。

- (3) 印刷教材学習の評定がすべて合格した場合に、その科目の修了とする。

- 3. 面接授業は、求められる出席時間数のすべてに出席し、履修を認定された場合に修了とする。
- 4. ソーシャルワーク実習は、印刷教材による学習及び面接授業による実習指導を受け、240時間以上（精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者は180時間以上）のソーシャルワーク実習を実施し、担当教員が履修を認定した場合に修了とする。

(講座修了の認定)

第15条 第14条に示した要領により、全ての科目について修了した者について、本講座の修了を認定し、修了証書を交付する。

(退学)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 著しく本校の名誉と秩序を故意に乱した者。
- (2) 受講生としての本分に反した者。
- (3) 履修に際し不正行為をした者。

(附則)

第17条 この細則の施行に際し必要な要項は、校長が定める。

(別表1) 授業科目及び授業時間数

令和5年度入学生より適用

科目名	授業区分 印刷教材 (自宅学習) 時間数	印刷教材 提出レポート 本数	面接授業 時間数	配属実習 時間数 (該当者のみ)
医学概論	90	1		ソーシャルワーク 実習 240時間以上
心理学と心理的支援	90	1		
社会学と社会システム	90	1		
社会福祉の原理と政策	180	2		
社会福祉調査の基礎	90	1		
ソーシャルワークの基盤と専門職	90	1		
ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	90	1		
ソーシャルワークの理論と方法	180	2		
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	180	2		
地域福祉と包括的支援体制	180	2		
福祉サービスの組織と経営	90	1		
社会保障	180	2		
高齢者福祉	90	1		
障害者福祉	90	1		
児童・家庭福祉	90	1		
貧困に対する支援	90	1		
保健医療と福祉	90	1		
権利擁護を支える法制度	90	1		
刑事司法と福祉	90	1		
ソーシャルワーク演習	81	1	9	
ソーシャルワーク演習 (専門)	324	4	36	
ソーシャルワーク実習指導	243		27	
学習時間合計	2808	29	72	240時間以上

1. 授業科目及び授業時間数は、上記のとおりとする。
2. ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導は、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後に、本講座を受講する者については履修を免除することができる。
3. 精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者は、60時間を上限としてソーシャルワーク実習を免除する。

令和4年度までの入学生適用

科目名	授業区分	印刷教材 (自宅学習) 時間数	印刷教材 提出レポート 本数	面接授業 時間数	配属実習 時間数 (該当者のみ)
人体の構造と機能及び疾病		90	1		相談援助実習 180時間
心理学理論と心理的支援		90	1		
社会理論と社会システム		90	1		
現代社会と福祉		180	2		
社会調査の基礎		90	1		
相談援助の基盤と専門職		180	2		
相談援助の理論と方法		360	4		
地域福祉の理論と方法		180	2		
福祉行財政と福祉計画		90	1		
福祉サービスの組織と経営		90	1		
社会保障		180	2		
高齢者に対する支援と介護保険		180	2		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		90	1		
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度		90	1		
低所得者に対する支援と生活保護制度		90	1		
保健医療サービス		90	1		
就労支援サービス		45	1		
権利擁護と成年後見制度		90	1		
更生保護制度		45	1		
相談援助演習		405	5	45	
相談援助実習指導		243		27	
相談援助実習		—			
学習時間合計		2,988	32	72	180時間以上

授業科目及び授業時間数は、上記のとおりとする。

但し、相談援助実習及び相談援助実習指導は、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後に、本講座を受講する者については履修を免除する。

(別表2) 授業科目及び授業時間数の読み替えの範囲

令和4年度以前に入学した者に対して読み替えることのできる科目					令和5年度入学生より適用する授業科目及び授業時間				
科目	提出レポート 本数	印刷教材 (自宅学習) 時間数	面接授業 時間数	配属実習時間数 (該当者のみ)	科目	提出レポート 本数	印刷教材 (自宅学習) 時間数	面接授業 時間数	配属実習時間数 (該当者のみ)
人体の構造と機能及び疾病	1	90	-	-	医学概論	1	90	-	-
心理学理論と心理的支援	1	90	-	-	心理学と心理的支援	1	90	-	-
社会理論と社会システム	1	90	-	-	社会学と社会システム	1	90	-	-
現代社会と福祉	2	180	-	-	社会福祉の原理と政策	2	180	-	-
社会調査の基礎	1	90	-	-	社会福祉調査の基礎	1	90	-	-
相談援助の基盤と専門職	2	180	-	-	ソーシャルワークの基盤 と専門職	1	90	-	-
					ソーシャルワークの基盤 と専門職(専門)	1	90	-	-
相談援助の理論と方法	4	360	-	-	ソーシャルワークの理論 と方法	2	180	-	-
					ソーシャルワークの理論 と方法(専門)	2	180	-	-
地域福祉の理論と方法	2	180	-	-	地域福祉と包括的支援体制	2	180	-	-
福祉行財政と福祉計画	1	90	-	-	社会福祉の原理と政策	2	180	-	-
					地域福祉と包括的支援体制	2	180	-	-
					社会保障	2	180	-	-
福祉サービスの組織と経営	1	90	-	-	福祉サービスの組織と経営	1	90	-	-
社会保障	2	180	-	-	社会保障	2	180	-	-
高齢者に対する支援と介護保険制度	2	180	-	-	高齢者福祉	1	90	-	-
					保健医療と福祉	1	90	-	-
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	1	90	-	-	障害者福祉	1	90	-	-
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	1	90	-	-	児童家庭福祉	1	90	-	-
低所得者に対する支援と生活保護制度	1	90	-	-	貧困に対する支援	1	90	-	-

保健医療サービス	1	90	-	-	保健医療と福祉	1	90	-	-
就労支援サービス	1	45	-	-	高齢者福祉	1	90	-	-
					障害者福祉	1	90	-	-
					貧困に対する支援	1	90	-	-
権利擁護と成年後見制度	1	90	-	-	権利擁護を支える法制度	1	90	-	-
更生保護制度	1	45	-	-	刑事司法と福祉	1	90	-	-
相談援助演習	5	405	45	-	ソーシャルワーク演習	1	81	9	-
					ソーシャルワーク演習 (専門)	4	324	36	-
相談援助実習指導	-	243	27	-	ソーシャルワーク実習指導	-	243	27	-
相談援助実習	-	-	-	180	ソーシャルワーク実習	-	-	-	180

Ⅱ. 精神保健福祉士養成通信教育科（厚生労働省指定通信教育）

（開講の時期・修業年限）

第1条 開講の時期は次のとおりとする。

（1）講座は4月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

（2）修業年限は1年7か月とする。

2. 講座を分けて、前期（1学期）・後期（2学期）とする。

前期（1学期） 4月1日から12月31日まで

後期（2学期） （翌年）1月1日から10月31日まで

（対象地域）

第2条 受講生 対象地域は、全国とする。

（授業科目及び授業時間数）

第3条 授業科目及び授業時間数は別表1のとおりとする。

2. 令和4年度までに入学者した者に対する授業科目及び授業時間数は、令和5年度入学生より適用する授業科目及び授業時間数を別表2のとおり読み替えることができる。

（授業方法）

第4条 本講座における授業は、印刷教材による通信授業ならびに面接授業および現場実習、その他必要と認められる適宜の方法により行う。

（通信授業）

第5条 印刷教材による授業は、教材、学習ガイドブック、eラーニング等で自学自習し、学習課題に対するレポートの提出により行う。

2. 受講生は、教材の内容について質問票などにより随時質問することができる。

3. 受講生は、別表1に示された授業科目ごとの時間数を自宅学習し、与えられた課題について各科目ごとに指定された期日までにレポートを提出し、担当講師の指導・評価を受けなければならない。

4. 質問票・レポート提出等に関する郵送料は、受講生の負担とする。

（面接授業）

第6条 面接授業は、別表1に定める科目及び時間数とし、前期及び後期それぞれに別途定める時期に、本校教室等において行う。

2. 面接授業期間内に、科目により面接授業科目の習得度を確認するため、講師の指定す

る所定の試験を行う。

3. 面接授業は、科目により面接授業科目の習得度等を評価するため、レポートの提出を求めるものとする。

(現場実習)

第7条 ソーシャルワーク実習については、本講座が全国に指定する実習施設において行う。

2. 実習施設及び実施詳細は、別に定める「配属実習実施要綱」によるものとする。
3. 別表1の但し書きに該当する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を免除する。

(入学時期)

第8条 入学の時期は毎年4月1日とする。

(受講資格)

第9条 本講座の受講資格は、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者、または精神保健福祉士法施行規則第一条の二第3項で定める者。
- (2) 学校教育法に基づく修業年限が3年の短期大学(夜間において授業を行う学科または通信による教育を行う学科を除く)を卒業した者または精神保健福祉士法施行規則第一条の二第6項に規定する者で、精神保健福祉士法施行規則第二条および「指定施設における業務の範囲等について」に規定する施設(以下「指定施設」という。)において1年以上相談援助の業務に従事した者。
- (3) 学校教育法に基づく短期大学または高等専門学校を卒業した者または精神保健福祉士法施行規則第一条の二第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。
- (4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。

(受講手続・許可)

第10条 本講座の受講手続は次のとおりとする。

- (1) 本講座を受講しようとする者は、本校の指定する方法で必要書類を指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して書類等の選考を行い、受講者を決定する。
- (3) 本講座の受講を許可された者は、所定の期日までに定められた入学金・受講料・面接授業料・実習費を添え手続きをとらなければならない。但し、入学時点で相談援助業務の実務経験を1年以上有する者については、諸手続きをとることにより実習費が免除となる。

2. 他の精神保健福祉士養成施設または精神保健福祉士養成課程の学校からの転入学・編入学は認めない。

(休学・自主退学)

第11条 休学する者は、所定の手続きを経なければならない。

2. 退学する者は、本校所定の退学願を提出し校長の許可を得なければならない。

(復学・留年)

第12条 復学をする者は、届け出により次に定める期間に限り在籍することができる。

2. 正規修業年限中に休学し、または別表1に定める科目の履修認定をされずに修了できなかった者は、次の修業年限に限り留年することができる。

3. 正規修業年限を超えて在籍する場合の在籍可能期間は、正規修業年限を含めて、4年間とする。

修業年限の2倍を超えて在籍することはできない。

(納付金)

第13条 本講座の入学検定料・入学金・受講料・面接授業料・実習費は、次のとおりとする。

入学検定料	入学金	受講料	面接授業料	実習費
10,000円	20,000円	225,000円	60,000円	210,000円※

※但し、社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」を修得している者の実習費は、170,000円とする。

2. 本校の在学生在が本講座を受講する場合は、入学金を免除する。
3. 本校の卒業生または修了生および敬心学園グループ校の卒業生または修了生が本講座を受講する場合は、入学金を免除する。
4. 入学する年の3月31日までに相談援助業務の実務経験を1年以上有する者については、諸手続きをとることにより入学金及び実習費を免除する。
5. 既納の納付金は、原則返還しない。但し、受講開始日の前日までに所定の方法により入学を辞退した者については学費規程に定める返還手続きを経て、納付金の一部を返還することができる。

(学習の評価方法、科目修了の認定)

第14条 印刷教材学習における評価は、次のとおりとする。

2. 別表1に定める科目およびレポート本数により、評価を行う。

- (1) 所定のレポートが期日までに提出されていること。

(2) レポートは、担当講師の指導により以下の評定をつける。

S = 100点～90点

A = 89点～80点

B = 79点～70点

C = 69点～60点

D = 59点以下

評定はS、A、B、Cを合格とし、Dは不合格とする。

(3) 印刷教材学習の評定がすべて合格した場合に、その科目の修了とする。

3. 面接授業は、求められる出席時間数のすべてに出席し、履修を認定された場合に修了とする。

4. ソーシャルワーク実習は、210時間以上（社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」を履修している者は150時間以上）の実習および実習指導を受け、実習終了後担当教員が合格を認定した場合に修了とする。

(講座修了の認定)

第15条 第14条に示した要領により、全ての科目について修了した者について、本講座の修了を認定し、修了証書を交付する。

(退学)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者には、退学を命ずることがある。

(1) 著しく本校の名誉と秩序を故意に乱した者。

(2) 受講生としての本分に反した者。

(3) 履修に際し不正行為をした者。

(附則)

第17条 この細則の施行に際し必要な要項は、校長が定める。

(別表1) 授業科目及び授業時間数
精神保健福祉士養成通信教育科

令和5年度入学生より適用

科目名	授業区分 印刷教材 (自宅学習) 時間数	印刷教材 提出レポート 本数	面接授業 時間数	配属実習 時間数 (該当者のみ)
医学概論	90	1		ソーシャルワーク 実習 210時間以上
心理学と心理的支援	90	1		
社会学と社会システム	90	1		
社会福祉の原理と政策	180	2		
地域福祉と包括的支援体制	180	2		
社会保障	180	2		
障害者福祉	90	1		
権利擁護を支える法制度	90	1		
刑事司法と福祉	90	1		
社会福祉調査の基礎	90	1		
精神医学と精神医療	162	2	6	
現代の精神保健の課題と支援	162	2	6	
ソーシャルワークの基盤と専門職	81	1	3	
精神保健福祉の原理	162	2	6	
ソーシャルワークの理論と方法	162	2	6	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	162	2	6	
精神障害リハビリテーション論	81	1	3	
精神保健福祉制度論	81	1	3	
ソーシャルワーク演習	81	1	3	
ソーシャルワーク演習(専門)	243	3	9	
ソーシャルワーク実習指導	243	3	9	
学習時間合計	2790	33	60	210時間以上

1. 授業科目及び授業時間数は、上記のとおりとする。
2. ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習は、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後に、本講座を受講する者については履修を免除することができる。
3. 社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」を履修している者は、ソーシャルワーク実習のうち60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除する。

令和4年度までの入学生適用

科目名	授業区分	印刷教材 (自宅学習) 時間数	印刷教材 提出レポート 本数	面接授業 時間数	配属実習 時間数 (該当者のみ)
人体の構造と機能及び疾病		90	1		精神保健 福祉援助 実習 210時間以上
心理学理論と心理的支援		90	1		
社会理論と社会システム		90	1		
現代社会と福祉		180	2		
地域福祉の理論と方法		180	2		
福祉行財政と福祉計画		90	1		
社会保障		180	2		
低所得者に対する支援と生活保護制度		90	1		
保健医療サービス		90	1		
権利擁護と成年後見制度		90	1		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		90	1		
精神疾患とその治療		162	2	6	
精神保健の課題と支援		162	2	6	
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）		81	1	3	
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）		81	1	3	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開		324	4	12	
精神保健福祉に関する制度とサービス		162	2	6	
精神障害者の生活支援システム		81	1	3	
精神保健福祉援助演習（基礎）		81	1	3	
精神保健福祉援助演習（専門）		162	2	6	
精神保健福祉援助実習指導		243	3	9	
学習時間合計		2,799	33	57	210時間以上

1. 授業科目及び授業時間数は、上記のとおりとする。
2. 精神保健福祉援助実習は、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後に、本講座を受講する者については履修を免除することができる。
3. 社会福祉士の「相談援助実習」を履修している場合、精神保健福祉援助実習のうち60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除する。

(別表2) 授業科目及び授業時間数の読み替えの範囲

令和4年度までに入学した者に対して読み替えることのできる科目					令和5年度入学生より適用する授業科目及び授業時間				
科目名	提出レポート本数	印刷教材(自宅学習)時間数	面接授業時間数	配属実習時間数(該当者のみ)	科目名	提出レポート本数	印刷教材(自宅学習)時間数	面接授業時間数	配属実習時間数(該当者のみ)
人体の構造と機能及び疾病	1	90	-	-	医学概論	1	90	-	-
心理学理論と心理的支援	1	90	-	-	心理学と心理的支援	1	90	-	-
社会学理論と社会システム	1	90	-	-	社会学と社会システム	1	90	-	-
現代社会と福祉	2	180	-	-	社会福祉の原理と政策	2	180	-	-
地域福祉の理論と方法	2	180	-	-	地域福祉と包括的支援体制	2	180	-	-
社会保障	2	180	-	-	社会保障	2	180	-	-
低所得者に対する支援と生活保護	1	90	-	-	社会保障	2	180	-	-
					精神保健福祉制度論	1	81	3	-
					ソーシャルワーク演習(専門)	3	243	9	-
福祉行政と福祉計画	1	90	-	-	社会福祉の原理と政策	2	180	-	-
					地域福祉と包括的支援体制	2	180	-	-
					社会保障	2	180	-	-
保健医療サービス	1	90	-	-	社会保障	2	180	-	-
					精神医学と精神医療	2	162	6	-
					ソーシャルワークの理論と方法(専門)	2	162	6	-
権利擁護と成年後見制度	1	90	-	-	権利擁護を支える法制度	1	90	-	-
					精神保健福祉制度論	1	81	3	-
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	1	90	-	-	障害者福祉	1	90	-	-
					精神保健福祉の原理	2	162	6	-

					精神保健福祉制度論	1	81	3	-
精神疾患とその治療	2	162	6	-	精神医学と精神医療	2	162	6	-
精神保健の課題と支援	2	162	6	-	現代の精神保健の課題と支援	2	162	6	-
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	1	81	3	-	ソーシャルワークの基盤と専門職	1	81	3	-
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	1	81	3	-	精神保健福祉の原理	2	162	6	-
					ソーシャルワークの理論と方法	2	162	6	-
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	4	324	12	-	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	2	162	6	-
					精神障害リハビリテーション論	1	81	3	-
精神保健福祉に関する制度とサービス	2	162	6	-	障害者福祉	1	90	-	-
					精神障害リハビリテーション論	1	81	3	-
					精神保健福祉制度論	1	81	3	-
精神障害者の生活支援システム	1	81	3	-	精神保健福祉制度論	1	81	3	-
精神保健福祉援助演習（基礎）	1	81	3	-	ソーシャルワーク演習	1	81	3	-
精神保健福祉援助演習（専門）	2	162	6	-	ソーシャルワーク演習（専門）	3	243	9	-
精神保健福祉相談援助実習指導	3	243	9	-	ソーシャルワーク実習指導	3	243	9	-
精神保健福祉援助実習	-	-	-	210時間 以上	ソーシャルワーク実習	-	-	-	210時間 以上

Ⅲ. 精神保健福祉士養成短期通信教育科（厚生労働省指定通信教育）

（開講の時期・修業年限）

第1条 開講の時期は次のとおりとする。

- （1）講座は4月1日に始まり12月31日に終わる。
- （2）修業年限は9か月とする。

（対象地域）

第2条 受講生対象地域は、全国とする。

（授業科目及び授業時間数）

第3条 授業科目及び授業時間数は別表1のとおりとする。

2. 令和5年度までに入学した者に対する授業科目及び授業時間数は、令和6年度入学より適用する授業科目及び授業時間数を別表2のとおり読み替えることができる。

（授業方法）

第4条 本講座における授業は、印刷教材による通信授業ならびに面接授業および現場実習、その他必要と認められる適宜の方法により行う。

2. 面接授業において、合同授業、合併授業は行わない。

（通信授業）

第5条 印刷教材による授業は、教材、学習ガイドブック、eラーニング等で自学自習し、学習課題に対するレポートの提出により行う。

2. 受講生は、教材の内容について質問票により随時質問することができる。
3. 受講生は、別表1に示された授業科目ごとの時間数を自宅学習し、与えられた課題について各科目ごとに指定された期日までにレポートを提出し、担当講師の指導・評価を受けなければならない。
4. 質問票・レポート提出等に関する郵送料は、受講者の負担とする。

（面接授業）

第6条 面接授業は、別表1に定める科目及び時間数とし、本校教室等において行う。

2. 面接授業期間内に、科目により面接授業科目の習得度を確認するため、講師の指定する所定の試験を行う。
3. 面接授業は、科目により面接授業科目の習得度等を評価するため、レポートの提出を求めるものとする。

(現場実習)

第7条 ソーシャルワーク実習については、本講座が全国に指定する実習施設において行う。

2. 実習施設及び実施詳細は、別に定める「配属実習実施要綱」によるものとする。
3. 別表1の但し書きに該当する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャル実習を免除する。

(入学時期)

第8条 入学の時期は毎年4月1日とする。

(受講資格)

第9条 本講座の受講資格は、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法に基づく大学において、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第七条第二項に規定する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業した者、または精神保健福祉士法施行規則第一条の二第2項に規定する者。
- (2) 学校教育法に基づく修業年限が3年の短期大学（夜間において授業を行う学科または通信による教育を行う学科を除く。）において基礎科目を修めて卒業した者または精神保健福祉士法施行規則（以下「施行規則」という。）第一条の二第4項に規定する者で、同施行規則第二条および「指定施設における業務の範囲等について」に規定する施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事した者。
- (3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者または施行規則第一条の二第7項および第8項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。
- (4) 社会福祉士

(受講手続・許可)

第10条 本講座の受講手続は次のとおりとする。

- (1) 本講座を受講しようとする者は、本校の指定する方法で必要書類を指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して書類等の選考を行い、受講者を決定する。
- (3) 本講座の受講を許可された者は、所定の期日までに定められた入学金・受講料・面接授業料・実習費を添え手続きをとらなければならない。但し、入学時点で相談援助業務の実務経験を1年以上有する者については、諸手続きをとることにより実習費が免除となる。

2. 他の精神保健福祉士養成施設または精神保健福祉士養成課程の学校からの転入学・編入学は認めない。

(休学・自主退学)

第11条 休学する者は、所定の手続きを経なければならない。

2. 退学する者は、本校所定の退学願を提出し校長の許可を得なければならない。

(復学・留年)

第12条 復学をする者は、届け出により次に定める期間に限り在籍することができる。

2. 正規修業年限中に休学し、または別表1に定める科目の履修認定をされずに修了できなかった者は、次の修業年限に限り留年することができる。
3. 正規修業年限を超えて在籍する場合の在籍可能期間は、正規修業年限を含めて、2年間とする。

(納付金)

第13条 本講座の入学検定料・入学金・受講料・面接授業料・実習費は、次のとおりとする。

入学検定料	入学金	受講料	面接授業料	実習費
10,000円	20,000円	145,000円	40,000円	220,000円※

※但し、社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」を修得している者の実習費は、180,000円とする。

2. 本校の在学生在が本講座を受講する場合は、入学金を免除する。
3. 本校の卒業生または修了生および敬心学園グループ校の卒業生または修了生が本講座を受講する場合は、入学金を免除する。
4. 入学する年の3月31日までに相談援助業務の実務経験を1年以上有する者については、諸手続きをとることにより入学金及び実習費を免除する。
5. 既納の納付金は、原則返還しない。但し、受講開始日の前日までに所定の方法により入学を辞退した者については学費規程に定める返還手続きを経て、納付金の一部を返還することができる。

(学習の評価方法、科目修了の認定)

第14条 印刷教材学習における評価は、次のとおりとする。

2. 別表1に定める科目およびレポート本数により、評価を行う。
 - (1) 所定のレポートが期日までに提出されていること。
 - (2) レポートは、担当講師の指導により以下の評定をつける。

S = 100点～90点

A = 89点～80点

B = 79点～70点

C = 69点～60点

D = 59点以下

評定はS、A、B、Cを合格とし、Dは不合格とする。

(3) 印刷教材学習の評定がすべて合格した場合に、その科目の修了とする。

3. 面接授業は、求められる出席時間数のすべてに出席し、履修を認定された場合に修了とする。

4. ソーシャルワーク実習は、210時間以上（社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」を履修している者は150時間以上）の実習および実習指導を受け、実習終了後担当教員が合格を認定した場合に修了とする。

(講座修了の認定)

第15条 第14条に示した要領により、全ての科目について修了した者について、本講座の修了を認定し、修了証書を交付する。

(退学)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 著しく本校の名誉と秩序を故意に乱した者。
- (2) 受講生としての本分に反した者。
- (3) 履修に際し不正行為をした者。

(附則)

第17条 この細則の施行に際し必要な事項は、校長が定める。

(別表1) 授業科目及び授業時間数
 授業科目及び授業時間数
 精神保健福祉士養成短期通信教育科

令和6年度入学生より適用

授業区分 科目名	印刷教材 (自宅学 習) 時間数	印刷教材 提出レポー ト 本数	面接授業 時間数	配属実習 時間数 (該当者のみ)
精神医学と精神医療	162	2	6	ソーシャルワー ク実習 210時間以上
現代の精神保健の課題と支援	162	2	6	
精神保健福祉の原理	162	2	6	
ソーシャルワークの理論と方法	162	2	6	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	162	2	6	
精神障害リハビリテーション論	81	1	3	
精神保健福祉制度論	81	1	3	
ソーシャルワーク演習(専門)	243	3	9	
ソーシャルワーク実習指導	243	3	9	
学習時間合計	1,458	18	54	210時間以上

1. 授業科目及び授業時間数は、上記のとおりとする。
2. ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習は、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後に、本講座を受講する者については履修を免除することができる。
3. 社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」を履修している者は、ソーシャルワーク実習のうち60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除する。

令和5年度までの入学生に適用

授業区分 科目名	印刷教材 (自宅学習) 時間数	印刷教材 提出レポート 本数	面接授業 時間数	配属実習 時間数 (該当者のみ)
精神疾患とその治療	162	2	6	精神保健 福祉援助 実習 210時間以上
精神保健の課題と支援	162	2	6	
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	81	1	3	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	324	4	12	
精神保健福祉に関する制度とサービス	162	2	6	
精神障害者の生活支援システム	81	1		
精神保健福祉援助演習(専門)	162	2	6	
精神保健福祉援助実習指導	243	3	9	
学習時間合計	1,377	17	51	210時間以上

1. 授業科目及び授業時間数は、上記のとおりとする。
2. 精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習は、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後に、本講座を受講する者については履修を免除することができる。
3. 社会福祉士養成課程の「相談援助実習」を履修している者は、精神保健福祉援助実習のうち60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除する。

(別表2) 授業科目及び授業時間数の読み替えの範囲

令和5年度までに入学した者に対して読み替えることのできる科目					令和6年度入学生より適用する授業科目及び授業時間				
科目名	提出レポート 本数	印刷教材 (自宅学 習) 時間数	面接 授業 時間 数	配属実習 時間数 (該当者の み)	科目名	提出レポート 本数	印刷教材 (自宅学 習) 時間数	面接 授業 時間 数	配属実習 時間数 (該当者の み)
精神疾患とその治療	2	162	6	-	精神医学と精神医療	2	162	6	-
精神保健の課題と支援	2	162	6	-	現代の精神保健の課題と支援	2	162	6	-
精神保健福祉相談援助の基盤 (専門)	1	81	3	-	精神保健福祉の原理	2	162	6	-
					ソーシャルワークの理論と方法	2	162	6	-
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	4	324	12	-	ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	2	162	6	-
					精神障害リハビリテーション論	1	81	3	-
精神保健福祉に関する制度とサービス	2	162	6	-	障害者福祉	1	90	-	-
					精神障害リハビリテーション論	1	81	3	-
					精神保健福祉制度論	1	81	3	-
精神障害者の生活支援システム	1	81	3	-	精神保健福祉制度論	1	81	3	-
精神保健福祉援助演習 (専門)	2	162	6	-	ソーシャルワーク演習 (専門)	3	243	9	-
精神保健福祉相談援助実習指導	3	243	9	-	ソーシャルワーク実習指導	3	243	9	-
精神保健福祉援助実習	-	-	-	210時間 以上	ソーシャルワーク実習	-	-	-	210時間 以上

受講料 1単位（30時間）につき 30,000円

（本講座の修了認定には、3科目以上の科目修了を必要とする）

- (2) 既納の納付金は、原則返還しない。但し、受講開始日の前日までに所定の方法により受講を辞退した者については学費規程に定める返還手続きを経て、納付金の一部を返還することができる。

(別表 1)

精神保健福祉研究科 (夜間)

授業科目	必修・選択の別	年間授業時間数
力動的スーパービジョン・研究指導	選択	60時間
臨床スーパービジョン・研究指導	選択	60時間
精神科ソーシャルワーク論	選択	30時間
文献購読	選択	30時間
S S T 初任者研修	選択	30時間

(別表 2)

精神保健福祉研究科 時間割

(前期)

1 時限 18:10~19:40		2 時限 19:50~21:20	
月		月	
火		火	
水	文献購読	水	力動的スーパービジョン ・研究指導
木	文献購読	木	臨床スーパービジョン ・研究指導
金	S S T 初任者研修	金	S S T 初任者研修

(後期)

1 時限 18:10~19:40		2 時限 19:50~21:20	
月		月	
火		火	
水	精神科ソーシャルワーク論	水	力動的スーパービジョン ・研究指導
木		木	臨床スーパービジョン ・研究指導
金		金	

V. 介護技術講習会

(開講期間)

- 1 本講座は、4月から12月までを開講期間とし、開講日程については別途定めるものとする。

(受講科目及び時間数)

- 2 受講科目及び受講時間数は別表1のとおりとする。

(受講資格)

- 3 本講座の受講資格は次のとおりとする。
 - (1) 介護福祉士国家試験を受ける予定であり、実技試験の免除を申請しようとする者。

(受講手続き・許可)

- 4 本講座の受講手続きは次のとおりとする。
 - (1) 本講座を受講しようとする者は、あらかじめ受講予約をとり、受講申込書を受け取る。なお、事前予約は先着順に受け付ける。
 - (2) 受講申込書に必要事項を記入後、受講料を振り込み、指定期日までに事務局に提出する。
 - (3) 受講手続きの完了を確認した者に、「受講決定通知書」を交付する。

(修了の認定)

- 5 校長は、定められた受講時間数をすべて修了し、総合評価で修了認定基準を満たした者に「介護技術講習会修了証明書」を交付する。

(納付金)

6 介護技術講習会

受講料 65,000円

2. 既納の納付金は、原則返還しない。但し、受講開始日の前日までに所定の方法により受講を辞退した者については学費規程に定める返還手続きを経て、納付金の一部を返還することができる。

(別表 1) 授業科目及び授業時間数

介護技術講習会

授業科目	必修選択の別	年間授業時間数
(1) 介護過程の展開 * 介護における目標等の講義 * 事例に基づく介護過程に関する講義及び演習	必修	6 時間
(2) コミュニケーション技術 * コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	必修	2,5 時間
(3) 移動の介助等 * 社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 * 安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	必修	6 時間
(4) 排泄の介助 * 排泄の介助に関する講義及び演習	必修	4 時間
(5) 衣服の着脱の介助 * 衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	必修	3 時間
(6) 食事の介助 * 食事の介助に関する講義及び演習	必修	3 時間
(7) 入浴等の介助等 * 入浴の介助に関する講義及び演習 * 身体の清潔の介助に関する講義及び演習	必修	4 時間
(8) 総合評価 * (1) から (7) までの講義内容の習得に係る評価	必修	3,5 時間
合 計		32 時間

VI. 介護福祉士実務者研修通信課程（厚生労働省指定通信教育）

（開講の時期）

第1条 開講の時期は次のとおりとする。

- （1） 6ヶ月コース
 - ① 5月1日に始まり10月31日に終わる。
 - ② 7月1日に始まり12月31日に終わる。
- （2） 4ヶ月コース
 - ① 6月1日に始まり9月30日に終わる。
 - ② 8月1日に始まり11月30日に終わる。
 - ③ 9月1日に始まり12月31日に終わる。
- （3） 介護過程Ⅲコース
 - ① 1クールを6日間とし、開講時期・開講回数は別に定める。

（修業年限）

第2条 修業年限は6ヶ月とする。但し、次の研修等を修了している者は修業年限を4ヶ月とすることができる。

- （1） 訪問介護員養成研修（1～3級）
 - （2） 介護職員初任者研修
 - （3） 介護職員基礎研修
 - （4） 喀痰吸引等研修（1号・2号）
 - （5） その他上記に掲げる課程に準ずる課程
- 2 平成29年4月1日現在の在籍生については、前項の修業年限を適用する。
- 3 介護過程Ⅲコースは、1クール6日間のみとする。

（定員）

第3条 定員は200名とする。

- 2 介護過程Ⅲコースの定員は1クールあたり32名とする。

（対象地域）

第4条 学生対象地域は全国とする。

（授業科目及び授業時間数）

第5条 授業科目及び授業時間数は別表1のとおりとする。

(授業方法)

第6条 本養成施設における授業は、印刷教材による通信授業ならびにスクーリングによる面接授業・演習により行う。

2 介護過程Ⅲコースにおける授業は、スクーリングによる面接授業・演習により行う。

(通信授業)

第7条 印刷教材による授業は、受講生に教材及び学習指導書を配付し、学習課題に対するレポートの提出により行う。

2 受講生は、教材の内容について質問票により随時質問することができる。

3 受講生は、別表1に示された授業科目ごとの時間数を自宅学習し、与えられた課題について科目ごとに指定された期日までにレポートを提出し、担当講師の指導・評価を受けなければならない。

(面接授業)

第8条 面接授業は、別表1に定める科目及び時間数とし、別途定める時期に、本校教室等において行う。

(受講資格)

第9条 本養成施設の受講資格は、下記のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業（見込を含む）以上の者または同等と認められる者。

(2) 校長が受講を認めた者。

(3) 介護過程Ⅲコースは、EPA介護福祉士候補者として認められる者。

(受講手続・許可)

第10条 本養成施設の受講手続きは次のとおりとする。

(1) 受講しようとする者は、受講願書およびその他の必要書類を指定期日までに提出しなければならない。

(2) 前号の手続きを終了した者に対して選考を行い、受講者を決定する。

(3) 受講を許可された者は、所定の期日までに定められた入学金および授業料を添え、手続きをとらなければならない。

2 他の養成施設にて介護実務者研修を受講していた者に関しては、本人の申し出により、当該養成施設での取得単位の振替を認めることがある。

(納付金)

第11条 本養成施設の入学検定料・入学金・受講料は次のとおりとする。

入学検定料	入学金	無資格者	3級訪問介護員修了者	2級訪問介護員修了者 介護職員初任者研修修了者	1級訪問介護員修了者
¥5,000	¥10,000	¥160,000	¥140,000	¥120,000	¥50,000
			認知症実践者研修修了者	喀痰吸引等研修修了者	介護職員基礎研修修了者
			¥140,000	¥110,000	¥20,000

- 2 本校の在生または卒業生が本養成施設を受講する場合は、入学金を免除する。
- 3 介護職員基礎研修を修了した者は、入学金を免除する。
- 4 既納の納付金は、原則返還しない。但し、受講開始日の前日までに所定の方法により受講を辞退した者については学費規程に定める返還手続きを経て、納付金の一部を返還することができる。
- 5 介護過程Ⅲコースの入学金と受講料は以下の通りとし、入学検定料は徴収しない。
 - (1) 入学金 10,000円
 - (2) 受講料 73,000円

(学習の評価方法、科目修了の認定)

第12条 印刷教材学習における評価は、次のとおりとする。

- (1) 所定のレポートが期日までに提出されていること。
- (2) レポートは、担当講師の指導により以下の評価点をつける。
ただし、評価点S、A、B、Cを合格とし、Dは不合格とし再提出とする。

S = 100点～90点相当

A = 89点～80点相当

B = 79点～70点相当

C = 69点～60点相当

D = 59点以下

- (3) 印刷教材学習の評価がすべて合格した場合に、その科目の修了とする。
- 2 面接授業(介護過程Ⅲ)は、所定の時間数の2/3以上に出席し、試験に合格した場合に修了とする。
- 3 上記2の試験により、60点に満たない場合は再試験を行う場合がある。なお、再試験受験料は3,000円とする。
- 4 医療的ケアの演習は、上記試験合格ののち、担当教員が基準に達したと認めた場合に修了とする。
- 5 介護過程Ⅲコースは、1クール6日間の全ての日程に出席し、試験に合格した場合に修了とする。

(留年)

第13条 修業期間中に休学し、又は科目の履修認定をされず修了できなかった場合は、6ヶ月に限り在籍を延長することが出来る。ただしその際は、所定の継続受講料・再履修料等を納めなければならない。

(講座修了の認定)

第14条 第12条に示した要領により、全ての科目を修了した者について、本養成施設の修了を認定し、修了証書を交付する。

(休学)

第15条 休学しようとする者は、本学所定の休学届を提出し校長の許可を得なければならない。

2 正規修学期間を超える休学はこれを認めない。

(復学)

第16条 休学した者が復学する場合は、本学所定の復学届を提出し校長の許可を得なければならない。

(退学)

第17条 自主退学しようとする者は、本学所定の退学届を提出し校長の許可を得なければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

(別表 1) 授業科目及び授業時間数

		印刷 授業時間 数	レ ポ ー ト 回 数	ス ク ー リ ン グ 時 間 数	印刷 授業時間 数	レ ポ ー ト 回 数	ス ク ー リ ン グ 時 間 数	印刷 授業時間 数	レ ポ ー ト 回 数	ス ク ー リ ン グ 時 間 数	印刷 授業時間 数	レ ポ ー ト 回 数	ス ク ー リ ン グ 時 間 数	
科目名	規定 時間 数	無資格者			訪問介護員 修了者									
		介護過程Ⅲコース			3級			2級			1級			
1	人間の尊厳と自立	5	5	1										
2	社会の理解Ⅰ	5	5	1										
3	社会の理解Ⅱ	30	30	2	30	2		30	2					
4	介護の基本Ⅰ	10	10	1	10	1								
5	介護の基本Ⅱ	20	20	1	20	1								
6	コミュニケーション技術	20	20	1	20	1		20	1					
7	生活支援技術Ⅰ	20	20	1										
8	生活支援技術Ⅱ	30	30	2	30	2								
9	介護過程Ⅰ	20	20	1	20	1								
10	介護過程Ⅱ	25	25	2	25	2		25	2					
11	介護過程Ⅲ ※1	45		45			45			45			45	
12	発達と老化の理解Ⅰ	10	10	1	10	1		10	1					
13	発達と老化の理解Ⅱ	20	20	1	20	1		20	1					
14	認知症の理解Ⅰ	10	10	1	10	1		10	1					
15	認知症の理解Ⅱ	20	20	1	20	1		20	1					
16	障害の理解Ⅰ	10	10	1	10	1		10	1					
17	障害の理解Ⅱ	20	20	1	20	1		20	1					
18	こころとからだのしくみⅠ	20	20	1	20	1								
19	こころとからだのしくみⅡ	60	60	3	60	3		60	3					
20	医療的ケア	50	50	3	50	3	3	50	3	3	50	3	3	
21	医療的ケア(演習)			※2			※2			※2			※2	
合計		450	405	26	48	375	23	48	275	17	48	50	3	48

※1 介護過程Ⅲコースは、スクーリングにより介護過程Ⅲ(45時間)のみ受講する。

※2 それぞれ次の回数以上の演習を実施し、担当教員が履修を認定した場合に修了とする。

併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施する

ア 喀痰吸引 (ア)口腔 5回以上 (イ)鼻腔 5回以上 (ウ)気管カニューレ内部 5回以上
イ 経管栄養 (ア)胃ろう又は腸ろう 5回以上 (イ)経鼻経管栄養 5回以上

科目名	規定 時間 数	認知症実践者研修 修了者			喀痰吸引等研修 修了者			介護職員基礎研修 修了者			介護職員初任者研修 修了者			
		印刷 教材による 授業時間 数	レ ポ ー ト 提 出 回 数	スク ー リ ン グ 時 間 数	印刷 教材による 授業時間 数	レ ポ ー ト 提 出 回 数	スク ー リ ン グ 時 間 数	印刷 教材による 授業時間 数	レ ポ ー ト 提 出 回 数	スク ー リ ン グ 時 間 数	印刷 教材による 授業時間 数	レ ポ ー ト 提 出 回 数	スク ー リ ン グ 時 間 数	
1	人間の尊厳と自立	5	5	1		5	1							
2	社会の理解Ⅰ	5	5	1		5	1							
3	社会の理解Ⅱ	30	30	2		30	2				30	2		
4	介護の基本Ⅰ	10	10	1		10	1							
5	介護の基本Ⅱ	20	20	1		20	1							
6	コミュニケーション技術	20	20	1		20	1				20	1		
7	生活支援技術Ⅰ	20	20	1		20	1							
8	生活支援技術Ⅱ	30	30	2		30	2							
9	介護過程Ⅰ	20	20	1		20	1							
10	介護過程Ⅱ	25	25	2		25	2				25	2		
11	介護過程Ⅲ	45			45			45					45	
12	発達と老化の理解Ⅰ	10	10	1		10	1				10	1		
13	発達と老化の理解Ⅱ	20	20	1		20	1				20	1		
14	認知症の理解Ⅰ	10				10	1				10	1		
15	認知症の理解Ⅱ	20				20	1				20	1		
16	障害の理解Ⅰ	10	10	1		10	1				10	1		
17	障害の理解Ⅱ	20	20	1		20	1				20	1		
18	こころとからだのしくみⅠ	20	20	1		20	1							
19	こころとからだのしくみⅡ	60	60	3		60	3				60	3		
20	医療的ケア	50	50	3	3				50	3	3	50	3	3
21	医療的ケア(演習)				※						※			※
合計		450	375	24	48	355	23	45	50	3	3	275	17	48

※それぞれ次の回数以上の演習を実施し、担当教員が履修を認定した場合に修了とする。
併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施する
ア 喀痰吸引 (ア)口腔 5回以上 (イ)鼻腔 5回以上 (ウ)気管カニューレ内部 5回以上
イ 経管栄養 (ア)胃ろう又は腸ろう 5回以上 (イ)経鼻経管栄養 5回以上

Ⅶ. 認定社会福祉士制度研修課程

(受講課程の目的)

- 1 本課程の目的は、実践現場等でより専門的対応ができる社会福祉士を育成するとともに、専門職としてのキャリアパスによって社会福祉士の活動領域を広げることを目的とする。

(受講資格)

- 2 本課程の受講資格は社会福祉士資格を取得後、相談援助業務経験（専任）5年程度の者とする。

(研修方法)

- 3 講義を中心に演習やレポート作成等を組み合わせて実施する。

(授業科目)

- 4 授業科目は次のとおりとする。
 - (1) 高齢分野「成年後見制度と権利擁護」
 - (2) 障害分野「地域生活支援と自立支援協議会」

(開講期間)

- 5 開講期間は次のとおりとする。
 - (1) 本講座は、修業期間を6ヶ月以内とする。
 - (2) 授業は隔週の土曜日と日曜日を中心に実施する。

(時間数)

- 6 時間数は次のとおりとする。
 - (1) 高齢分野「成年後見制度と権利擁護」
30時間以上
 - (2) 障害分野「地域生活支援と自立支援協議会」
15時間以上

(受講手続き)

- 7 本課程の受講手続きは次のとおりとする。
 - (1) 本課程の受講を希望しようとする者は、受講願書及び、受講科目計画書等の必要な書類を指定期日までに提出するものとする。
 - (2) 前号の手続きを終了した者に対して選考面接を行い、受講者を決定する。
 - (3) 前号で受講を決定された者は、定められた期日までに受講料等を添え、手続きを完了する。

(科目修了の認定)

8 本課程の科目ごとに試験を行い、その合格者に対して科目修了証書を授与する。

(納付金)

9 本課程の受講料は、次のとおりとする。

受講料 (高齢分野「成年後見制度と権利擁護」) 30,000円

(障害分野「地域生活支援と自立支援協議会」) 15,000円

2. 既納の納付金は、原則返還しない。但し、受講開始日の前日までに所定の方法により受講を辞退した者については学費規程に定める返還手続きを経て、納付金の一部を返還することができる。

(その他研修実施に係る留意事項)

10 この学則の施行に必要な事項並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、別途細則にこれを定めるものとする。

VIII. 喀痰吸引等研修

(開講目的)

- 1 平成24年度の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護職員等による「たんの吸引及び経管栄養」が制度化された。これに伴い、介護現場で「たんの吸引及び経管栄養」を行う場合に必要研修を行っていくためには、喀痰吸引等の登録研修機関での研修が必要であり、制度改正前の多数の卒業生のフォローアップのためにも、本校がその登録研修機関となり研修の実施をすすめていくことを目的とする。

(開講期間)

- 2 本研修は、4月から翌年3月までを開講期間とし、開講日程については別途定めるものとする。

(定員)

- 3 定員は20名とする。

(受講科目及び時間数)

- 4 受講科目及び時間数は別表1のとおりとする。

(受講資格及び受講対象者)

- 5 本研修の受講資格として必要な要件はないが、社会福祉法人等で働く介護福祉士、介護従事者で、実地研修先の施設を自身で確保できる方を受講対象者とする。

(受講の手続き・許可)

- 6 本研修の受講手続きは次のとおりとする。
 - (1) 本研修を受講しようとする者は、あらかじめ受講申込書を指定期日までに提出する。
 - (2) 受講料の納入等の必要事項を確認した後、受講者を決定する。
 - (3) 前号で受講を決定された者は、定められた期日の研修に参加する。

(修了の認定)

- 7 校長は、修了した受講時間に応じた修了証を受講者に交付する。

(納付金)

- 8 本研修の受講料は、次のとおりとする。

受講料	(卒業生・敬心福祉会)	50,000円
	(一般)	80,000円

2. 既納の納付金は、原則返還しない。但し、受講開始日の前日までに所定の方法により受講を辞退した者については学費規程に定める返還手続きを経て、納付金の一部

を返還することができる。

(別表1) 受講科目及び時間数

喀痰吸引等研修

(1) 基本研修 (講義)

科目名	授業形式	時間数
人間と社会	講義	1.5
保健医療制度とチーム医療	講義	2.0
安全な療養生活	講義	4.0
清潔保持と感染予防	講義	2.5
健康状態の把握	講義	3.0
高齢者および障害児・者の喀痰吸引概論	講義	11.0
高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	講義	8.0
高齢者および障害児・者の経管栄養概論	講義	10.0
高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説	講義	8.0
合計		50.0

※基本研修 (講義) 修了後に筆記試験を行う。正解率が9割以上を合格とし、9割未満は基本研修 (演習) に進むことができない。

(2) 基本研修 (演習)

科目名	授業形式	実施回数
喀痰吸引		
口腔内吸引	演習	5回以上
鼻腔内吸引	演習	5回以上
気管カニューレ内部	演習	5回以上
経管栄養		
胃ろうまたは腸ろう	演習	5回以上
経鼻	演習	5回以上
救急蘇生法	演習	1回以上

IX. 精神保健福祉士実習指導者講習会

(開講の目的)

- 1 本講習会の目的は、精神保健福祉士実習を実施する各施設・機関において、実習指導者が実習生に対して効果的な実習計画の立案や実習指導が行えるように、実践的な知識・技術を習得することを目的とする。

(受講資格)

- 2 受講資格は、下記を満たす者とする。
精神保健福祉士の資格取得後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有し、実習指導の予定がある者。

(受講科目及び時間数)

- 3 受講科目及び時間数は別表1のとおりとする。

(開講期間)

- 4 本講習会は、4月から翌年3月までを開講期間とし、開講日程については別途定めるものとする。
2. 上記の期間内に2回程度実施するものとする。

(定員)

- 5 定員は60名とする。

(受講手続き・許可)

- 6 本講習会の受講手続きは次のとおりとする。
 - (1) 本講習会を受講しようとする者は、あらかじめ受講申込書を指定期日までに提出する。
 - (2) 申込締切後、受講申込書の内容を確認し、受講者を決定する。
 - (3) 前号で受講を決定された者は、定められた期日までに受講料等を添え、手続きを完了する。

(修了の認定)

- 7 校長は、定められた受講時間数をすべて修了した者に「精神保健福祉士実習指導者講習会修了証」を交付する。

(納付金)

- 8 本講習会の受講料は、次のとおりとする。

受講料 15,000円

2. 既納の納付金は、原則返還しない。但し、受講開始日の前日までに所定の方法により受講を辞退した者については学費規程に定める返還手続きを経て、納付金の一部を返還することができる。

(別表1) 受講科目及び時間数

精神保健福祉士実習指導者講習会

科目名	授業形式	時間数	内容
精神保健福祉援助実習指導概論	講義	1	①精神保健福祉士養成教育の概要と実習教育の位置づけ ②精神保健福祉援助実習の意義 ③精神保健福祉援助実習指導者に求められる能力の理解
	演習	1	
現場実習マネジメント論	講義	1. 5	①現場実習マネジメントの意義 ②現場実習マネジメントの定義とその必要性 ③実習マネジメントにおける必要な視点と具体的なポイント ④倫理に基づく精神保健福祉士業務の実践
	演習	1	
実習スーパービジョン論	講義	2. 5	①スーパービジョンの意義と目的 ②ソーシャルワークのスーパービジョン ③実習スーパーバイザーの役割と機能 ④実習指導におけるスーパービジョンの展開 ⑤実習スーパービジョンの特徴と課題
	演習	1	
実習指導方法論—総論	講義	2	①実習の構成要素 ②実習指導者の姿勢と基本的視点 ③実習指導の考え方
	演習	1	
実習指導方法論—各論	講義	1. 5	①実習機関と実習内容のバリエーション ②実習指導プロセスと実際
	演習	2	
合計		14. 5	

X. 手話通訳士実技試験対策講座

(開講期間)

- 1 本講座は、開講期間を半年間とし、開講日程については別途定めるものとする。
- 2 授業は開講期間中に15回行う。

(定員)

- 2 定員は20名とする。

(授業科目及び時間数)

- 3 授業科目及び授業時間数は別表1のとおりとする。

(時間割)

- 4 時間割については別表2のとおりとする。

(受講資格)

- 5 本講座の受講資格は次のとおりとする。
 - (1) 地域登録通訳経験2年程度の者。
 - (2) 前号と同等の知識・技術を持つ者。

(受講手続き・許可)

- 6 本講座の受講手続きは次のとおりとする。
 - (1) 本講座を受講しようとする者は、受講願書及びその他の必要書類を指定期日までに提出しなければならない。
 - (2) 前号の手続きを終了した者に対して選考を行い、受講者を決定する。
 - (3) 本講座の受講を許可された者は、定められた日までに受講料等を添え手続きをとらなければならない。

(修了の認定)

- 7 校長は、当該科目の修了を認定した上、講座の修了証書を授与する。

(納付金)

- 8 本講座の入学検定料・受講料は、次のとおりとする。

入学検定料		0 円
受講料	(卒業生)	20,000円
	(一般)	35,000円

2. 卒業生とは本校社会福祉学科手話通訳専攻並びに社会福祉学科手話通訳コースを卒業した者とする。

3. 既納の納付金は、原則返還しない。但し、受講開始日の前日までに所定の方法により受講を辞退した者については学費規程に定める返還手続きを経て、納付金の一部を返還することができる。

(別表 1)

手話通訳士実技試験対策講座

授業科目	授業時間数
手話通訳士実技試験対策	30 時間

(別表 2)

手話通訳士実技試験対策講座 時間割

	1 時限 10 : 00~12 : 00
月	
火	
水	手話通訳士実技試験対策
木	
金	